

白山国立公園

公園計画書

(公園計画の一部変更)

(環境省原案)

平成 年 月 日

環境省

目 次

1	変更理由	3
2	事業計画	4
	(1) 生態系維持回復計画	4
	ア 生態系維持回復事業	4

1 変更理由

白山国立公園は、昭和37年11月12日に指定され、その後昭和53年3月22日に全面的な見直し（再検討）、昭和61年9月12日に第1次点検、平成21年10月28日に第2次点検が行われている。

本公園は、地域を代表する植物が多く、高標高部一帯には豊富な高山植物が見られる。白山における植物研究の歴史は古く、ハクサンフウロ、ハクサンイチゲ、ハクサンコザクラ、ハクサンチドリ、ハクサンシャクナゲなどのように白山にちなんだ名前の植物、希少種も多く、本公園の景観要素として非常に重要であるとともに、生物多様性保全上も重要である。

しかし、近年の登山者の増加等に伴い、外国産の植物等の人為的に持ち込まれた植物（以下、「外来植物」という。）の分布が拡大している。その結果、本来白山国立公園に生育する植物（以下、「在来植物」という。）と外来植物との交雑、外来植物による在来植物の被圧による生態系への影響が懸念されている。

このため、外来植物の防除対策など、本公園の原生的な生態系の維持又は回復を図ることが必要である。これらの対策について、公園計画との整合を図るとともに、様々な主体と円滑な対策が進められるようにするため、生態系維持回復事業を追加する。

2 事業計画

(1) 生態系維持回復計画

生態系維持回復計画を次のとおりとする。

ア 生態系維持回復事業

次の生態系維持回復事業を追加する。

(表 1 : 生態系維持回復事業追加表)

番号	名称	位 置
1	白山	白山国立公園全域

事業の実施方針	旧計画との関係
<p>近年の登山者の増加等に伴い、外来植物の分布が拡大している。その結果、在来植物と外来植物との交雑、外来植物による在来植物の被圧による生態系への影響が懸念されていることから、外来植物の侵入分布状況を把握するためのモニタリング調査を実施するとともに、生態系の維持や回復に支障を及ぼすおそれのある外来植物の除去、外来植物種子除去マットの設置等の対策を講じる。</p> <p>また、これらの対策の効果を検証するための事後のモニタリング等により、より効果的な事業実施に関する調査研究及び実証試験を行う。</p>	<p>新 規</p>

